

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第3次）

【申請要項】

【申請期間】

令和3年5月12日（水曜日）から同年6月30日（水曜日）まで

【申請方法】

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で次の宛先に申請書類を郵送してください。令和3年6月30日（水曜日）の当日消印有効です。

【宛先】〒920-0864 金沢市高岡町12-45

ロイヤルシャトー南町A

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第3次）申請受付係 宛

※裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※感染拡大防止のため、持参による申請はできませんので、あらかじめご了承ください。

インターネットによる申請も受け付けております。

[「https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/kyouryokukin3.html」](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/kyouryokukin3.html)

【申請に必要な書類等の入手方法】

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・ 石川県商工労働部経営支援課
- ・ 県のホームページからダウンロード
- ・ 各市町の商工担当課
- ・ 各商工会議所、各商工会

【問合せ先】

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第3次）コールセンター
（石川県事業者支援ワンストップコールセンター）

電話番号：076-225-1920

Eメール：ishikawaonestop@jtb.com

受付時間：9時から18時まで（土、日、祝祭日も開設）

概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大を受け、石川県では令和3年4月26日に県内全域の事業者の皆様に「飲食店への営業時間短縮要請」（以下「時短要請」）へのご協力をお願いいたしました。

時短要請の対象となる店舗（以下、「対象店舗」）を運営されている方で、県の要請に応じて、要請期間の全ての期間、営業時間の短縮に全面的にご協力いただける事業者の皆様に対して、「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第3次）」（以下「第3次協力金」）を支給いたします。

（営業時間短縮に対する営業補償金ではありません。）

2 協力金支給額

1店舗あたり 35万円～280万円

別紙1～4のいずれかで
計算が必要です。

（大企業（※）の場合 0万円～280万円）

※大企業について

＜飲食業の場合＞

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円を超え、かつ「常時使用する従業員の数」が50人を超える会社

＜カラオケなどのサービス業の場合＞

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円を超え、かつ「常時使用する従業員の数」が100人以上の会社

3 要請期間

令和3年4月28日（水）午後9時～同年5月11日（火）深夜12時

※なお、令和3年5月12日午前0時以降についても時短営業の要請が
されております。

4 要請対象地域

県内全域

5 要請内容

飲食店営業（食品衛生法）の許可を受けている店舗の午後9時から翌午前5時までの営業自粛（酒類の提供は午後8時まで）

申請要件

対象となる店舗が次の全ての要件を満たすことが必要です。

1. 対象店舗が、時短要請前から継続して、午後 9 時から翌午前 5 時までの時間帯に営業を行っている飲食店であること。

※食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を受けている店舗であること

※下記の店舗等は対象外となります。

- ・コンビニエンスストアやスーパーマーケット等のイートインスペース、テイクアウト専門店、キッチンカー
- ・ホテルや旅館内において、宿泊者のみに飲食を提供する場合
- ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うもの）

2. 対象の店舗が業界ごとのガイドラインを遵守していること。
3. 対象の店舗が、令和 3 年 4 月 28 日（水）午後 9 時から 5 月 11 日（火）深夜 12 時までの全ての期間において時短要請（午後 9 時から翌午前 5 時までの営業自粛（酒類の提供は午後 8 時まで））にご協力いただいたこと。
4. 対象店舗の営業に必要な許可等を全て取得していること。
5. 県から検査や報告、是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じること。
6. 申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員等が石川県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員または同条第 4 号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

※提供いただきました情報につきましては、石川県警察本部をはじめとする各種行政機関に照会させていただきます。

申請手続き等

1 申請に必要な書類等の入手方法

- ・石川県商工労働部経営支援課
- ・石川県ホームページ
「<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/kyouryokukin3.html>」
- ・各市町の商工担当課
- ・各商工会議所、各商工会

2 申請方法

申請書チェックリストで規定する申請書類を郵送またはWEB申請のいずれかの方法で提出してください。

- ※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めたり、確認のためにご連絡することがありますので、申請書類の控えを必ず手元に保管ください。
- ※申請書類の不備等がある場合は、支給までに時間を要することがあります。
追加資料を提出いただけない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は、不支給決定となる場合があります。
- ※申請書類は返却いたしません。

I. 郵送の場合

必ず簡易書留など、郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。
令和3年6月30日（水）の当日消印有効です。

- ※提出先が誤っている場合や料金不足の場合は、受付せず返送いたします。
これにより申請書が受付期限に間に合わなかった場合は受付できませんのでご注意ください。
- なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

<宛先>

〒920-0864 金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトー南町A

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第3次）申請受付係 宛

※裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載願います。

※送料は申請事業者側でご負担を願います。

※郵送で受け付けます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
持参による申請は受け付けておりません。

Ⅱ. WEB 申請の場合

県ホームページの申請用ウェブサイトから申請してください。

県ホームページ：

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/kyouryokukin3.html>

※申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに受付完了メールが届きます。

3 協力金の申請受付期間

令和3年5月12日（水）～ 同年6月30日（水）まで

4 支給の決定・時期

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは協力金を順次支給します。（目安として、不備がない場合は3週間程度）

5 通知等

- （1）申請書類の審査の結果、協力金の支給を決定したときは、後日、協力金の振込をもって通知と代えさせていただきます。
- （2）申請書類の審査の結果、協力金の不支給を決定したときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

6 協力金に関する問い合わせ先

協力金の申請等に関するお問い合わせは、次のコールセンターで対応しています。感染拡大防止のため、コールセンターでの申請受付や相談対応は行っていません。

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第3次）コールセンター
（石川県事業者支援ワンストップコールセンター）

電話番号：076-225-1920

受付時間：9時～18時まで（土、日、祝祭日も開設）

その他

- 1 第3次協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、第3次協力金の支給決定を取り消し、あるいは、期限を定めて返金を求めます。これを申請事業者が納期日までに返金しないときは、協力金の返金とともに、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（第3次協力金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払っていただくことになります。
- 2 第3次協力金支給事務の円滑、確実な実行を図るため、必要に応じて、対象店舗の時短要請への取組に係る実施状況や対象店舗の運営状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 第3次協力金の支給は、対象となる1施設（店舗）につき1回限りです。法人と個人事業主を問わず、複数の者が重複して同じ店舗の申請をすることはできません。
- 4 第3次協力金の支給を受けた事業者は、石川県の要請に対して協力していただいた事業者として、石川県ホームページにおいて、対象施設名（屋号等）を紹介させていただくことがあります。